

議案第 号

北本市国民健康保険税条例等の一部改正について

北本市国民健康保険税条例等の一部を次のように改正する。

平成 26 年 1 1 月 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(北本市国民健康保険税条例の一部改正)

第 1 条 北本市国民健康保険税条例（昭和 46 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「50 万円」を「51 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「13 万円」を「14 万円」に改め、同条第 4 項ただし書中「10 万円」を「12 万円」に改める。

第 22 条中「50 万円」を「51 万円」に、「13 万円」を「14 万円」に、「10 万円」を「12 万円」に改める。

(北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成 25 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、附則第 14 項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の北本市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。